

（健康・福祉・医療）

2. 健やかで元気に暮らせるまちづくり

2-1 健康づくりの推進

- 2-1-1 健康増進事業の推進
- 2-1-2 健康相談・保健指導の充実
- 2-1-3 早期発見・予防対策の推進
- 2-1-4 母子保健の充実
- 2-1-5 健康づくりのための環境整備

2-2 地域医療・福祉医療の推進

- 2-2-1 医療体制の充実
- 2-2-2 医療費助成の推進
- 2-2-3 国民健康保険制度の健全な運営

2-3 子育て支援の推進

- 2-3-1 保育サービスの充実
- 2-3-2 子育て支援体制の充実
- 2-3-3 保育園等の施設の充実
- 2-3-4 子どもを安心して産むことのできる環境整備
- 2-3-5 子どもの人権擁護

2-4 高齢者福祉の推進

- 2-4-1 介護予防の推進
- 2-4-2 介護保険制度の推進
- 2-4-3 生きがい対策・生活支援の推進
- 2-4-4 在宅福祉の充実

2-5 障がい者福祉の推進

- 2-5-1 障がい福祉サービスの充実
- 2-5-2 自立・社会参加への支援
- 2-5-3 療育相談・支援体制の充実

2-6 地域福祉の充実

- 2-6-1 地域福祉意識の醸成
- 2-6-2 地域福祉活動の活性化
- 2-6-3 自立（低所得者、母子）生活の支援

施策の名称

2-1

健康づくりの推進

現状と課題

近年、少子・高齢化や核家族化など、社会・生活環境の変化に伴う生活様式の変化により、生活習慣病の増加や低年齢化、また、育児不安のある親の増加など、様々な問題が生じており、市民の保健に関するニーズの多様化と併せて、その対策が大きな課題となっています。特に、生活習慣が原因となる疾病を持ちながら生活している人が多くなり、予防を中心とした健康管理体制の確立が必要となってきています。また、その一方で運動不足や栄養の偏り、不規則な食事など様々な問題が子どもにまで悪影響を及ぼしています。

平成15年に施行された健康増進法において、健康の増進を進めるための基準が定められ、国では国民健康づくり運動として「健康日本21」を策定しています。

本市でもこれを受けて、生活習慣病予防・子育て支援に重点をおいた「健康しらかわ21」を策定し、各種の健康増進事業を展開しています。

今後は、健全な生活習慣の確立、子どもの健やかな心と身体づくりなどを推進し、誰もが健康の保持増進を図れるよう、健康相談・保健指導や母子保健、疾病の早期発見・早期治療を促進するための検診体制などの充実により、様々な課題の解決に取り組んでいく必要があります。

また、地域や市民団体、保健医療関係機関などとの連携を強化し、市民の積極的な健康づくり活動の支援や環境を整備していく必要があります。

取組みの方向と目指す姿

市民が主体的に健康づくりに取り組めるように、「自分の健康は自分で守る」という意識啓発に努め、それぞれのライフステージに応じた健康づくり施策を積極的に推進します。また、地域や市民団体、保健医療関係機関などとの連携を強化し、地域社会全体で支え合う総合的な健康づくり施策を推進していきます。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 がん検診受診率	胃がん 26.6% 大腸がん 25.1% 肺がん 34.2% 子宮がん 24.6% 乳がん 21.0% (平成18年度)	44.8%	がん検診の受診率

〔指標2〕 肥満者の割合	男34.7% 女27.5% (平成18年度)	男15% 女20%	40歳～60歳代の健診受診者で肥満 (BMI(身長と体重から判断する体格 指数)25以上)と診断された受診者の 割合
〔指標3〕 12歳児における一人平均 う歯数	2.2本 (平成18年度)	2本	学校歯科健診を受診した12歳児一人当 たりのむし歯の本数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

2-1-1 健康増進事業の推進

健康の増進や疾病予防のため、子どもの頃からバランスのとれた食習慣や定期的な運動習慣等、正しい生活習慣の確立を目指し、健康教育の充実に努めます。

また、食生活改善推進協議会などの関係機関と連携し、家庭や地域における食育活動を推進します。

（主な事務事業）

- 健康教育事業
- 食育・栄養改善事業
- 高齢者対策事業
- 食生活改善推進協議会との連携

2-1-2 健康相談・保健指導の充実

市民自らの健康管理を支援するため、各世代に対応した健康相談・保健指導を実施し、生活習慣の改善やがん精検受診率の向上を図ります。

また、ストレス社会に対応するため、こころの健康づくりを推進します。

（主な事務事業）

- 健康相談事業
- 精神保健事業
- 訪問指導事業

2-1-3 早期発見・予防対策の推進

健康管理の充実のために、検診の受診率向上と知識の普及・啓発に努め、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の改善を図ります。

また、感染症予防のために、乳幼児、児童生徒、高齢者の予防接種の接種率の向上を図ります。

（主な事務事業）

- 健康診査事業
- 予防接種事業

2-1-4 母子保健の充実

母子保健事業を通じて、妊娠期からの母親の育児不安の軽減を図るとともに、子どもの発育・発達、家庭の養育力の問題を早期に発見し、適切な支援に努めます。

また、思春期からの心と体の健康保持増進のための正しい知識の普及を図り、生命尊重、母性・父性を育み、次世代育成支援の充実を図ります。

(主な事務事業)

- 母子健康診査事業
- 母子健康教育・相談事業
- 母子訪問指導事業
- 思春期保健事業
- 歯科保健事業

2-1-5 健康づくりのための環境整備

健康づくり事業の推進にあたっての母体となる健康づくり推進協議会の充実を図り、地域の健康増進活動への積極的な支援を目指します。

また、健康づくり事業の拠点となる保健センターの運営をより市民に身近なものとなるよう努めます。

さらに、医師会との連携を密にし、疾病の重症化予防に取り組みます。

(主な事務事業)

- 健康づくり推進協議会の運営
- 保健センター管理運営事業
- 医師会との連携

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 自分の健康に関する意識を高め、健全な食生活を心がけ、適度に体を動かすなど、病気にならない、なりにくい健康的な生活を送るようにします。
- 検診や事後指導等を積極的に活用し、定期的に自分の身体の状態を知り、健康管理に努めます。

<市の役割>

- 食生活改善推進協議会等のボランティア活動を支援するとともに、医師会等関係機関との連携を強化し、市民の健康づくりを推進します。
- 健康情報提供や検診・保健指導を充実するとともに、保健医療関係機関との連携を強化し、地域活動を支援します。

施策の名称

2-2

地域医療・福祉医療の推進

現状と課題

市民一人ひとりが日々安心して暮らすためには、すべての市民が必要なときに、適切な場所で必要な医療を受けられる体制づくりが求められています。また、市民の健康に関する意識の高まりにより、医療サービスに対する要求もより多様化、高度化しています。

このため、地域における医療と保健・福祉の連携を進めるとともに、市民一人ひとりの疾病の状況に応じて、適切な医療を安心して受けられるように、医療機関等との連携や医療費の助成が必要です。

また、夜間、休日に急病になったとき安心して受診できる救急医療体制を確保するなど、すべての市民が安全で質の高い医療を受けられる地域医療体制の充実が求められています。

一方、急速な高齢化による老人医療費の増加、疾病構造の多様化、医療技術の高度化などに伴う医療費の増大により、国民健康保険財政の負担は今後も増加することが予想されます。

国においては、国民皆保険を堅持し、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくため、「医療制度改革大綱」に沿って「医療制度改革関連法案」が平成18年6月に成立し、同年10月から、多岐にわたり段階的に施行されているところです。また、医療制度改革の後期高齢者医療制度^{*}について、全市町村が加入する広域連合が都道府県単位で運営することになり、高齢者の医療制度は、社会全体で支え合う仕組みとなりました。さらに、40歳から74歳までの加入者に対する特定健康診査・特定保健指導が保険者に義務付けられるなど、国民健康保険を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、国民健康保険の事業運営にあたっては、医療制度改革の段階的な施行に合わせ、適切に対応することはもちろん、適正かつ安定的運営を確保し、安心して医療サービスを受けられることができる制度を維持していけるよう、医療費の適正化と国保税収の確保に努めるとともに、医療保険制度の一本化を国・県に対して働きかけていく必要があります。

取組みの方向と目指す姿

市民が必要なときに、適切な場所で必要な医療を安心して受けられるよう、地域の医療体制の充実を図るとともに、医療費の助成を推進します。

国保事業の適正かつ安定的運営の確保を図るため、国保税収納率向上対策、保健事業及び医療費適正化対策など、収支両面にわたる対策に取り組んでいきます。また、後期高齢者医療制度については、福島県後期高齢者医療広域連合と連携・協調しながら、円滑な運営を図ります。

※後期高齢者医療制度……平成20年度から開始される75歳以上の「後期高齢者」が加入する医療制度

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 国民健康保険税現年課税 分収納率（一般被保険者 分）	86.57% (平成18年度)	87%	現年度分収納額を現年度分調定額で割 って算出した数値
〔指標2〕 特定健康診査の受診率	37.5% (平成18年度) ※老人保健事業 (基本健康診査)	65%	40歳から74歳までの国保被保険者に係 る特定健康診査の受診者数を、40歳か ら74歳までの国保被保険者数で割って 算出した数値

施策を実現する手段（基本事業の構成）

2-2-1 医療体制の充実

急激な病状の変化や事故等が起こってしまった場合、適切な処置が得られるよう、二次救急医療機関である地域中核病院を軸とし、医師会などの関係機関の協力を得ながら、受診体制を整え重症化の予防に努めます。

また、地域における持続可能な医療確保のため、表郷クリニックを健全運営します。

（主な事務事業）

- 在宅当番医制事業
- 救急情報センター運営事業
- 病院群輪番制事業
- 表郷クリニック運営事業

2-2-2 医療費助成の推進

市民が適切な医療を安心して受けられるよう制度の整備に努めるとともに、適切な執行に努めます。

（主な事務事業）

- 乳幼児医療費助成事業
- 重度心身障がい者医療費給付事業
- ひとり親家庭医療費助成事業

2-2-3 国民健康保険制度の健全な運営

国保事業の適正かつ安定的運営の確保を図るため、医療機関から提出されるレセプト（診療報酬明細書）の再点検を実施するなど、医療費給付の適正化に努めるとともに、国保税収納率の向上など、収支両面において、健全な運営に努めます。

また、健康診査や保健指導の充実を図り、被保険者の健康維持に努めます。

（主な事務事業）

- 医療費適正化事業
- 国保税収納率向上対策事業
- 特定健康診査・特定保健指導事業

※特定健康診査・特定保健指導……平成20年度からの医療保険者によるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入した健康診査・保健指導（対象年齢40歳から74歳まで）

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割） —**<市民の役割>**

- 「かかりつけ医」を持つよう努めます。
- 一次救急・二次救急について理解を深め、適切な救急医療の利用に努めます。

<市の役割>

- 内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防に関する啓発活動を関係機関と連携しながら実施します。
- 特定健康診査の実施について十分にPRするとともに、住民自治組織や医師会等との連携を図ります。



施策の名称

2-3

子育て支援の推進

現状と課題

少子化や核家族化の進行により、子ども同士の交流機会の減少や家庭や地域での養育機能の低下などが懸念されています。次世代を担う子どもたちが、家庭だけでなく多くの人々と豊かで健全な地域社会の中で自立した人間に成長していくことは市民全体の願いであることから、地域ぐるみでの子育て環境づくりがますます重要になっています。また、安心して子どもを産み育てていける環境の整備も必要となっています。

本市では、すべての子どもが健やかに成長できる地域社会を目指し、平成15年に制定された少子化社会対策基本法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定し、子育て支援センターやつどいの広場の開設など、様々な子育て支援策を実施して少子化対策に取り組んでいます。

本市の次世代育成支援対策は、子育てについての第一義的責任を有するのは保護者という基本認識のもとに、家庭・地域・企業において、子育てへの理解が深められ、子育ての喜びが実感できるよう配慮して推進する必要があります。

このため、保育園における一時保育・延長保育などの多様な保育サービスの提供や放課後児童クラブ等による子育て支援体制の充実、また、子育てに伴う経済的負担の軽減を含めた総合的な対策を講じていくことが求められています。

今後とも、市民や企業の力を結集し、保育園等の施設の充実を含め多様化する保育ニーズへの対応など、子どもを安心して産み、子育てしやすい環境づくりを推進していく必要があります。

取組みの方向と目指す姿

子どもを取り巻く社会・生活環境の変化に的確に対応するため、福祉、保健、医療、労働、教育などの各分野と緊密な連携を図るとともに、民間活力の導入や関係諸団体の協力を得て、子どもを安心して産み、子育てしやすい環境の整備により、子どもの健やかな成長を推進します。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 子育て支援センターの利用者数	8,153人 (平成18年度)	9,000人	子育て支援センターの年間の延べ利用者（親と子）数
〔指標2〕 つどいの広場の利用者数	2,735人 (平成18年度)	4,500人	つどいの広場の年間の延べ利用者数 (平成18年度、週3回開催)

施策を実現する手段（基本事業の構成）

2-3-1 保育サービスの充実

保育園を地域の子育ての核として位置付け、子育て支援事業の展開を図るとともに、利用者のニーズを踏まえて保育サービスの充実を図ります。

また、市立保育園の幼・保一元化や民間移管の検討に取り組むなど、効率的な保育園運営に努めます。

（主な事務事業）

- 通常保育事業
- 延長保育事業
- 保育園における子育て支援事業

2-3-2 子育て支援体制の充実

子育てに関する心理的負担や不安感を持つ人が増えてきていることから、共働き家庭にとどまらず、すべての家庭の支援を行うため、地域における子育て支援サービスの充実をNPOなど多様な担い手により推進し、^{*}ファミリーサポートセンターの開設の検討など、総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、次世代育成支援行動計画については、推進委員会や関係機関との連携・協力のもと、適正な事業の実施と見直しに取り組めます。

（主な事務事業）

- つどいの広場事業
- 地域子育て支援センター事業
- 次世代育成支援行動計画策定事業
- 放課後児童健全育成（放課後児童クラブの開設）事業
- 児童館運営事業

2-3-3 保育園等の施設の充実

保育園については、地域の実情に応じて増・改築を行い、幼・保連携型の施設整備に取り組みます。

また、全小学校区に設置されている放課後児童クラブについては、^{*}放課後子ども教室との連携に努め、大規模児童クラブの解消を図り、児童が安心して過ごせる環境の整備に努めます。

（主な事務事業）

- 保育園整備事業

※放課後児童クラブ……共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

※ファミリーサポートセンター……子育ての援助をしてほしい方（依頼会員）、援助をしたい方（協力会員）、両方を兼ねる会員からなる組織で子どもの一時預かり等の子育て支援を援助する機関

※放課後子ども教室……放課後にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進する事業

2-3-4 子どもを安心して産むことのできる環境整備

児童手当の支給や乳幼児への医療費の助成などにより、子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るとともに、妊婦や父親を対象とした各種講座や相談の場を設けるなど、安心して子どもを産むことのできる環境の整備に努めます。

また、出産後間もない時期の子育て家庭を訪問し、育児に関する助言などにより、育児不安の解消を図ります。

(主な事務事業)

- 児童手当支給事業
- 乳幼児医療費助成事業
- 赤ちゃん広場事業
- こんにちは赤ちゃん事業

2-3-5 子どもの人権擁護

白河市要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で子育て支援を推進し、要保護児童への対応等きめ細かな取り組みを進めます。

(主な事務事業)

- 白河市要保護児童対策地域協議会との連携・協力
- 民生・児童委員等との連携強化
- 家庭児童相談事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民等の役割>

- 個々の家庭のみでなく、地域全体で子どもや子育てに関心と理解を持ち、あたたかく見守る環境づくりに努めます。
- 事業者は、事業所内保育所の開設や育児休暇の取得促進などを通じて、働きながら子育てできる環境づくりに努めます。

<市の役割>

- NPO法人しらかわ市民活動支援会やボランティア団体との協働により実施している「つどいの広場事業」などの子育て支援活動の充実に努めます。
- ファミリーサポートセンター事業についても市民との協働事業として位置づけ、その開設について検討します。

施策の名称

2-4

高齢者福祉の推進

現状と課題

今後の高齢化の状況については、世代単位で最も人口が多い団塊の世代が65歳以上になるなど、かつて経験したことのない「超高齢社会」の到来が確実となっています。本市の高齢化率は、平成26年度では25%程度になると見込まれ、健康な高齢者が多い反面、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者など介護を必要とする高齢者も増加していくことが予想されます。他方、介護保険制度においては、要介護者を社会的に支える仕組みとして着実に定着してきましたが、高齢化の傾向に比例して介護給付費も増加傾向にあり、制度の持続が懸念されるなどの問題点も顕在化してきました。

このような状況を踏まえ、平成18年4月からの新しい介護保険制度では、制度を持続可能なものとして再構築を図り、生きがいに満ちた「活動的な85歳」を新しい高齢者像として描き、長期的視野に立った「予防重視型の施策展開」を推進することとされました。

このため、介護保険制度における^{*}地域支援事業を活用した介護予防を推進するとともに、高齢者ができる限り住み慣れた身近な地域で安心して生活を送ることができるための居宅介護サービスの拠点（地域密着型サービス事業所）の整備・誘導を図る必要があります。

また、高齢者の在宅福祉の充実や生きがい対策を含め、日常生活を円滑に支援するためには、保健、医療、福祉、介護などの関係機関との連携や地域における見守りや支え合いといった地域社会の力が必要であり、これまで以上に関係機関や地域住民との連携・協力が重要です。

さらに、介護や福祉の問題だけでなく、高齢者本人や家族の様々な要望や疑問に応えられるよう、高齢者に関する日常的な総合相談窓口の役割もますます重要であり、本庁内・各庁舎内の相談窓口はもとより、新しい介護保険制度で創設された^{*}地域包括支援センターの総合相談業務を充実する必要があります。

取組みの方向と目指す姿

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険制度の円滑な運営や地域密着型サービス事業所の整備・誘導を図ります。

また、すべての高齢者がいつまでも心身ともに健康で暮らせるよう、関係機関との連携を強化し疾病予防・介護予防・生活支援の充実に努めます。

さらに、高齢者がいきいきと自立した生活を確保できるよう、生きがい活動や交流活動を積極的に推進し、すべての市民がともに支え合う豊かな福祉のまちを目指します。

※**地域支援事業**……要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業

※**地域包括支援センター**……保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が連携し、市や介護サービス事業者、医療機関などと協力しながら高齢者の虐待防止、権利擁護などを含む総合相談・支援を行う機関

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 特定高齢者事業への参加者数	37人 (平成18年度)	158人	特定高齢者事業（要支援、要介護になるおそれのある方を予防する事業）へ参加する高齢者の数
〔指標2〕 介護予防リーダーの人数	179人 (平成19年度)	500人	介護予防や高齢者生活支援の指導ができるリーダーの人数
〔指標3〕 地域密着型サービス事業所数	4か所 (平成18年度)	8か所	地域密着型サービス事業所の数 ※ ・夜間対応型居宅介護事業所 ※ ・小規模多機能型居宅介護事業所 ※ ・認知症対応型通所介護事業所

施策を実現する手段（基本事業の構成）

2-4-1 介護予防の推進

「元気で長生き」は市民みんなの願いであることから、加齢により低下する筋力や脳力を維持・強化し、できる限り自立した生活を送ることが必要です。

このため、寝たきりの原因である「転倒」を予防するための全身持久力と筋力そしてバランスを保持する力を高める運動を推進するとともに、認知症予防に対する脳力の向上を図るための事業を推進します。

また、高齢者の虐待防止と権利擁護について、関係機関と連携しながら体制づくりと支援に努めます。

（主な事務事業）

- 特定高齢者事業
- 認知症予防事業
- 認知症サポーター養成事業
- 高齢者虐待防止ネットワーク支援事業
- 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

2-4-2 介護保険制度の推進

今後の高齢化の進行に伴い、予防重視型の施策展開を推進するとともに、地域密着型サービスの充実と高齢者の総合相談・支援や介護予防を担う地域包括支援センターの活用を図ります。

（主な事務事業）

- 地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）
- 地域密着型サービス事業所の整備・誘導

※夜間対応型居宅介護事業所……ヘルパーによる夜間の定期巡回や緊急時に対応できるように24時間体制での随時訪問を行う。
 ※小規模多機能型居宅介護事業所……小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問・短期間の宿泊などを組み合わせ、食事・入浴などの介護や支援が受けられる。
 ※認知症対応型通所介護事業所……認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援・機能訓練を日帰りで受けられる。

2-4-3 生きがい対策・生活支援の推進

高齢者が自ら得た知識・経験・技術を活かした社会貢献（地域見守り、地域子育て支援）を行う老人クラブやシルバー人材センター等の活動を支援し、さらなる活性化を図ります。

（主な事務事業）

- 老人クラブ育成事業
- 広域シルバー人材センター事業

2-4-4 在宅福祉の充実

ひとり暮らし高齢者の生活支援や安否確認に取り組むとともに、在宅の要介護高齢者を介護する家庭を支援する事業を推進します。

（主な事務事業）

- 緊急通報システム事業
- 寝具乾燥事業
- 巡回理美容事業
- はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
- 介護激励金給付事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 自分の健康は自分で守るという観点に立って、健康の保持・増進や生きがいづくりに取り組みます。
- 認知症への正しい理解を深めるとともに、地域に暮らす高齢者を地域全体で支え合うという意識を持ちます。

<市の役割>

- 町内会、老人クラブや民生・児童委員等によるひとり暮らし高齢者への訪問活動など、地域での見守り活動を促進します。
- 社会福祉協議会と連携しながら、高齢者自らの生きがいづくりを含めたボランティア活動を支援します。

施策の名称

2-5

障がい者福祉の推進

現状と課題

障がいのある人もない人も、ともに、地域でいきいきと安心して暮らせるまちをつくっていくことは、市民みんなの願いです。また、障がい者は、年齢や障がいの重さ・部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様な支援ニーズを持っています。

合併前の4市村においては、それぞれが平成11年度に障害者計画を策定し、これらの計画に基づき、精神障がい者保健福祉制度の県からの事務移譲（14年度）、支援費制度の導入（15年度）、発達障害者支援法施行への対応（17年度）など、各種の障がい者施策を進めてきました。

合併後もこれらの計画を暫定的に継承し、施策を推進していますが、障害者自立支援法の施行（18年度）、特別支援教育の本格実施（19年度）など、国の法制度がめまぐるしく変わる中で、新しい総合的な障がい者支援体系づくりが急務となっています。

本市においては、障がい者の福祉増進を図るため、障がい福祉サービスの充実と自立・社会参加への支援の推進を柱に、障がい者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、広報・啓発活動やボランティア活動の促進などによる市民意識の醸成に努めるとともに、安心して暮らすために必要な療育相談などの情報提供体制や、自立に向けた就労支援などによる生活支援体制の構築に取り組む必要があります。

取組みの方向と目指す姿

障がいのある人は健康面や収入、人間関係など、多くの面で悩みや不安を持っています。また、障がい者施策へのニーズは、多くの分野にまたがっており、障がいの種類や程度などによっても大きく異なります。このため、障がいのある人が積極的に社会参加し、自立した生活が送れるよう、利用者本位の施策展開を図っていくことを目指します。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 福祉施設入所者の地域生活移行	86人 (平成18年 10月現在)	77人 (平成23年度末)	施設入所から地域生活に移行した障がい者数
〔指標2〕 入院中の精神障がい者の地域生活移行	123人 (平成18年 6月現在)	31人 (平成18～23年度の 延人数)	入院から地域生活に移行した精神障がい者の延人数
〔指標3〕 福祉施設から [*] 一般就労への移行	0人 (平成18年度)	32人 (平成18～23年度の 延人数)	施設から一般就労（通常の雇用形態）へ移行した障がい者の延人数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

2-5-1 障がい福祉サービスの充実

利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施と、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの円滑な移行、需要に合わせた施設の新設などを関係機関・団体に働きかけます。

（主な事務事業）

- 障がい区分認定調査事業
- 障がい福祉サービス支給事業
- 地域生活支援事業

2-5-2 自立・社会参加への支援

地域における学習機会やスポーツ・レクリエーション活動に障がい者がより気軽に参加できるよう、施設・設備等の整備・改善に努めるとともに、ニーズに応じた機会及びその情報の提供に努め、参加を働きかけていきます。特に、ハローワークや関係機関と連携を図りながら、障がい者の就労を促進します。

また、福祉的就労の場の確保に努め、支援します。

さらに、障がい者（児）の人権を擁護し、人権や個性を尊重した社会づくりに努めるため、障がいの有無にかかわらず、参加できる交流の機会を増やし、また、障がい者保健・福祉に関する広報や情報提供を充実させ、より多くの市民・ボランティアの参加を促進します。

（主な事務事業）

- 地域生活支援事業
- 補装具費支給事業

2-5-3 療育相談・支援体制の充実

障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めます。

市、障がい福祉サービス事業者、雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくため、地域自立支援協議会を設置し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行います。

（主な事務事業）

- 地域自立支援協議会の設置
- 相談支援事業の実施
- 指定相談支援事業の活用

※**就労（移行）支援**……障害者自立支援法のサービスメニューの一つで、一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）が見込まれる65歳未満の方に、企業における作業や実習、就労後の職場定着のための支援等を行う。

※**一般就労**……通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業等での就労

※**地域自立支援協議会**……障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして導入された仕組みで、市が単独または共同で設置するものと都道府県が設置するものがある。地域自立支援協議会は、相談支援事業の中立・公平性の確保や、相談支援事業をはじめとする障がい者支援システムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置されるもの

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

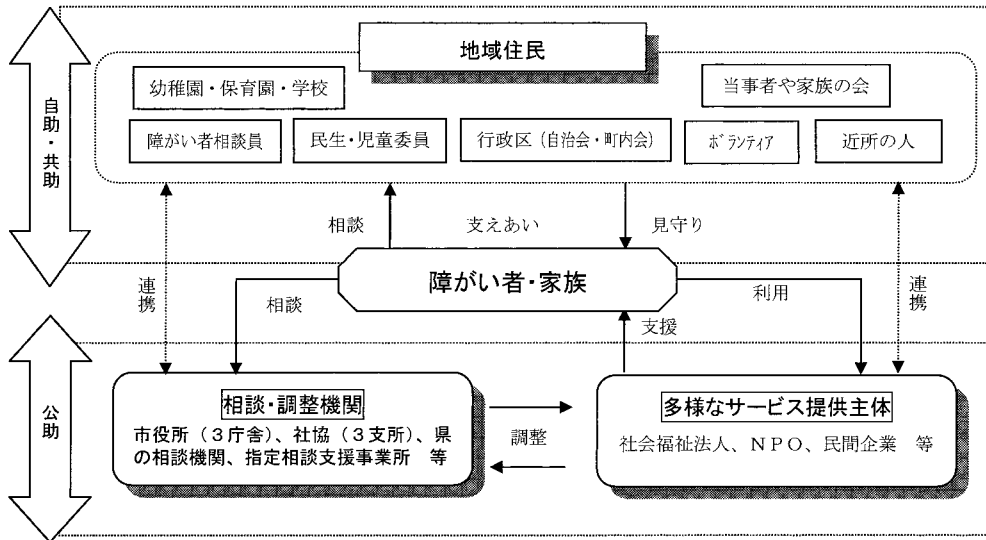
<市民の役割>

- 障がい者は、可能な限り、社会参加に努めます。
- 障がい者を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援に努めます。
- 事業者は、障がい者への理解・知識を深め、障がい者の雇用促進に努めます。

<市の役割>

- 地域での見守りやボランティアへの参加など、支え合う意識の醸成とその支援に努めます。
- 国・県や障がい福祉サービス事業者と連携し、障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らすための保健・医療、生活支援、相談体制の充実に努めます。

自助・共助・公助のネットワーク



施策の名称

2-6

地域福祉の充実

現状と課題

地域では、障がいの有無や年齢・性別・国籍にかかわらず、すべての人が安心して充実した生活が送れる環境づくりが必要です。しかし、現状では子育て、高齢者・障がい者の生活支援、健康づくりなど、多様化する生活課題を人々が手を携えて地域で解決できるような仕組みが十分に整っているとはいえません。

市民が健やかで元気に暮らせるまちを実現するためには、市民一人ひとりが思いやりを持ってともに支え合い・助け合うという地域福祉意識を育むことが必要となっています。

同時に、市民の多様な生活課題に、地域全体で自発的、積極的に取り組むことができる仕組みを構築するため、市民、社会福祉協議会やボランティア団体などの福祉活動団体、行政が協力して、地域福祉活動の活性化を推進する必要があります。

このため、子どもの育成や高齢者の介護などの多様な問題に対し、地域住民の連帯意識に基づいた支援体制を整えるなど、地域ぐるみの福祉環境の整備が求められています。

本市においても、地域福祉活動を推進する人づくりや組織づくり、活動の機会や場所の提供など、地域社会でともに支え合うことができるまちづくりが課題となっていることから、市民、福祉活動団体、行政による地域福祉ネットワークを構築し、人と人とのつながりの中で互いに支え合う地域社会をつくっていくという目標を共有することが必要となっています。

一方、生活保護世帯は増加する傾向にあることから、民生・児童委員などと連携しながら、生活保護法の適正な運用を行い、生活困窮者の生活安定化を図るとともに、適正な助言・指導や就労支援を行い、生活の経済的自立や生活意欲の助長を図る必要があります。

取組みの方向と目指す姿

社会的支援を必要とする市民が地域社会の一員として自立した日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、市民自らの力で互いに支え合い・助け合う地域社会の再構築と各種福祉サービスのネットワーク化を図ります。

また、市民の健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援します。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 ボランティア団体の登録数	96団体 (平成18年度)	105団体	社会福祉協議会ボランティアセンターへのボランティア登録団体
〔指標2〕 個人ボランティアの登録数	124人 (平成18年度)	150人	社会福祉協議会ボランティアセンターへのボランティア登録者

施策を実現する手段（基本事業の構成）

2-6-1 地域福祉意識の醸成

ボランティアに対する意識の高揚を図るため、各種養成講座の開催やセミナーへの参加の働きかけなど、関係団体・機関団体への周知に努めます。

また、広報や啓発活動を通じて市民の福祉に対する理解を深めていき、様々な福祉活動への参加の機会を提供し、心の通いあうまちづくりを進めます。

（主な事務事業）

- 社会福祉協議会事業との連携・協力（ボランティア教室、ボランティア養成研修会、公開セミナー、福祉講演会等）

2-6-2 地域福祉活動の活性化

社会福祉協議会や市民ボランティア団体などの福祉活動団体の育成・支援に努めるとともに、関係団体・機関相互の連携を深めていきます。

（主な事務事業）

- 社会福祉協議会事業との連携・協力（ボランティア交流フェスティバル、サマーショートボランティアスクール、福祉まつり等）

2-6-3 自立（低所得者、母子）生活の支援

生活に困窮している市民に対して生活保護制度に基づき、実態に即した支援に努めます。

また、児童扶養手当の支給などにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援します。

（主な事務事業）

- 生活保護扶助事業
- 児童扶養手当支給事業
- ひとり親家庭医療費助成事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）**<市民の役割>**

- コミュニティ活動を通じて、自分が住む地域の人たちとのつながりを大切にするとともに、自らも身近な福祉活動への積極的な参加に努めます。
- 民生・児童委員は、地域の生活困窮者の把握に努めるとともに、市民からの生活相談を受けて行政と連携しながら、福祉活動を行います。

<市の役割>

- 社会福祉協議会やボランティア団体などの活動の支援に取り組むとともに、イベントなどを通じて市民の福祉意識の向上を図ります。
- 生活に困窮する市民に対し、民生・児童委員との連携と協力のもと、困窮に応じた必要な保護と最低生活を保障し、また、その自立を支援します。



